



cutting through complexity

「IAS第32号は多くの金融商品で十分機能するが、スタッフの分析により、負債と資本を区別する際にIAS第32号を用いる場合は不整合が生じることが明らかとなった。」

KPMGグローバル
IFRS金融商品リーダー
Chris Spall



金融商品会計の動向

本ニュースレターは、資本の特徴を有する金融商品に関するプロジェクトについて、IASBの2015年9月の審議の概要を解説しています。

IASBは、以前の会議で特定した負債と資本を区別する際に関連する請求権の特性、及び財務情報に関するその他の関連する評価を踏まえて、資本の特徴を有する金融商品に関する審議を継続した。

概要

IASBは9月の会議において、デリバティブ以外の金融商品の分類に重点を置き、以下について審議及び検討した。

- IAS第32号「金融商品：表示」の規定が、財務諸表利用者が評価を行う必要がある特性をどの程度捕捉しているかについて審議した。
- 3つの取りうる分類のアプローチを検討した。

デリバティブの分類については、今後の会議において検討する予定である。

IASBはまた、保険契約に関する基準書の適用日より前にIFRS第9号「金融商品」を適用することに関する懸念に対処するための暫定措置について意見を聞くことを決定した。この暫定措置については、[保険ニュースレター Issue 48](#)で解説している。

マクロヘッジ会計のプロジェクトについては、9月の会議では審議しなかった。

資本の特徴を有する金融商品 – 関連する特性

これまでの経緯

IAS第32号「金融商品：表示」には、負債と資本に金融商品进行分类する規定が含まれている。この二元論的な分類規定を資本の特徴を有する多くの金融商品に適用した場合、重要な実務上の論点が生じる（ここでは、例えば、償還可能でない、裁量による配当が支払われるような典型的な普通株式は除く）。過去において、IFRS解釈指針委員会にはこの分野に関する複数の質問が寄せられたが、一部のケースは結論に至らなかった。IFRS解釈指針委員会は、それらのいくつかについてはIFRSの基礎的な概念の検討を要するため、IASBに委ねた。

IASBは2008年にディスカッション・ペーパー（DP）「資本の特徴を有する金融商品」を公表した。しかし、リソースの問題により、IASBはこのトピックに関する公開草案（ED）を公表することができず、プロジェクトは中断した。その後、IASBは「財務報告に関する概念フレームワーク」¹プロジェクトの一環で一部の課題について審議した。

2014年10月、IASBは資本の特徴を有する金融商品に関するプロジェクトを再開し、プロジェクトを2つ（分類、並びに表示及び開示）に分けることを決定した。IASBは、このプロジェクトにより、概念フレームワークの負債と資本の定義が修正される可能性がある²と述べた。2015年5月に負債と資本を区別する概念上及び適用上の課題について審議するまで、IASBは公式にはこのプロジェクトの再検討を行わなかった。

2015年6月、IASBは請求権の測定及び資本と負債の区別に関連する特性を特定した。IASBは、ある特性が将来キャッシュフローの見込みに影響を及ぼす可能性がある場合、その特性は関連しているとした。

2015年7月、IASBは、財務諸表利用者が財政状態計算書及び経営成績における情報を用いて行う可能性のある評価に関して、これらの特性の関連性を分析した。

財務諸表利用者が評価を行う必要がある請求権の関連する特性は、現行のIAS第32号の規定を踏まえて検討しなければならない

【問題の所在】

金融商品を負債として分類するか、または資本として分類するかは、金融商品の貸借対照表上の表示、測定、及び企業の経営成績への作用の仕方に大きな影響を及ぼす。しかし、金融商品の複雑性が増しており、負債と資本の区別は困難になっている。

これまでに、IASBは負債と資本の区別に関連すると考えられる請求権の特性を特定し、財政状態計算書及び経営成績の情報を用いて財務諸表利用者が行う可能性のある様々な評価にこれらの特性を結び付けた。

次のステップとして重要なのは、IAS第32号の現行の定義及び他の関連する規定がこれらの評価を行う際に必要となる請求権の特性をどの程度捕捉しているかを決定することである。このプロジェクトを前進させるために、取りうる分類のアプローチを検討しなければならない。

¹ IASBは、2015年5月にED「財務報告に関する概念フレームワーク（ED/2015/3）」を公表した。本ニューズレターにおける概念フレームワークは、従来の財務報告に関する概念フレームワークを参照している。

【今月の会議の基礎となる事項】

IASBは、以前の会議において請求権の測定に関連する以下の特性を特定した。

- 請求権の決済に必要な経済的資源の種類
- 請求権の決済に必要な経済的資源を移転する時期
- 請求権の決済に必要な経済的資源の金額または量
- 他の請求権との比較による分析対象請求権の優先順位
- 請求権に付随する条件または偶発事項

IASBは、財務諸表利用者が財政状態計算書の情報に基づいて行う評価（評価A及びB）及び経営成績の情報に基づいて行う評価（評価X及びY）を特定し、これらの評価に関連する特性について説明した。

IASBにより特定された評価に関連する特性

評価	説明	関連する特性
A	期日が到来した場合に、企業がその義務を満たすために必要となる経済的資源を有することが見込まれる程度	■ 経済的資源を移転する時期 ■ 移転が必要となる経済的資源の種類 ■ 移転が必要となる経済的資源の金額（または量）
B	企業が一定の時期に企業に対する請求権の合計額に充当するために十分な経済的資源を有する程度、及び不足があった場合の請求権への配分方法	■ 移転が必要となる経済的資源の金額（または量） ■ 他の請求権との比較による分析対象請求権の優先順位
X	企業がその経済的資源に関して創出したリターン	■ 関連する特性はない。決済の時期及び請求権の決済に必要な経済的資源の種類の変更は、企業の経済的資源に影響を与える可能性はあるが、企業の資産に対する要求事項に基づいて発生時に認識される²。
Y	企業がその請求権に対して約束されたリターン（promised return）に充当するために十分な経済的資源に関するリターンを創出した程度、及びリターンの不足があった場合の請求権への配分方法	■ 移転が必要となる経済的資源の金額（または量） ■ 他の請求権との比較による分析対象請求権の優先順位

² このような特性は、拠出や分配などの実際のフローを評価するうえで関連する特性である。この特性に関する情報はキャッシュフロー計算書などの他の場所において提供される。

請求権をどのように区別したかを説明するために、スタッフは6月及び7月の会議で使用した商品と同じ商品を例として用いた。容易に参照できるようにするために、以下に例を再度表示している。

請求権の種類	説明
普通社債	企業は特定の通貨において指定された金額と同額の現金を、企業の清算前の特定の時期に、すべての他の請求権に優先して引き渡す義務を有している。
公正価値により償還可能な株式	企業はこの請求権を公正価値により、企業の清算前の特定の時期、または保有者の要求があった場合に、現金で決済する義務を有している。 ただし、普通株式と同様に（以下を参照）、経済的資源及び企業が支払いを求められる請求権の金額は特定されていない（すなわち、株式の公正価値は、認識済み及び未認識の経済的資源及び他の請求権の合計額を反映している）。
株式により決済される社債	企業はこれらの請求権を、経済的資源を用いて決済することを要求されない（すなわち、現金の代わりに、指定された金額と同等価値の自社の普通株式の可変数を用いる）。 しかし、普通社債と同様に、請求権を決済するために企業が必要とする金額または金額の変化率が特定されている。
累積的優先株式	これらの請求権は、企業の清算前の決済は要求されない。 しかし、普通社債と同様に、請求権を決済するために企業が必要とする金額または金額の変化率が特定されている。
普通株式	企業は、他のすべての請求権を満たした後に、その種類及び金額を問わず継続して企業の支配下にある経済的資源の持分を清算時に移転する義務はあるものの、それ以外のいかなる義務も有していない。

スタッフはIAS第32号の規定がどの程度、財務諸表利用者が評価を行う必要がある特性を捕捉しているかを議論した

【IASBスタッフの審議】

現行のIAS第32号の規定の分析

スタッフは、IAS第32号がデリバティブ以外の金融商品を金融負債に分類する際の主な原則として以下の2つを挙げていることを確認した。

- 現金または他の金融資産を引き渡す義務がある（移転が清算前に要求される場合）。
- 可変数の資本性金融商品を引き渡す義務がある。

以下の表は、評価において用いられた関連する特性をIAS第32号の規定とどのように結び付けるかを示している。

IAS第32号の規定	関連する特性	IAS第32号の適用	関連する評価
清算前に現金または他の金融資産を引き渡す義務	移転が必要となる経済的資源の種類	- 異なる負債の小区分（sub-classification）を決定する際の基礎として用いられる。 - 現金または他の金融資産を移転するという要求事項が満たされれば、請求権は（非金融ではなく）金融負債として分類される。	なし
清算前に現金または他の金融資産を引き渡す義務	経済的資源の移転の時期	- 負債と資本を区別する際に関係する。 - 清算前に経済的資源を移転することを要求する請求権は負債として分類される。	評価A
可変数の株式を引き渡す義務	移転が必要となる経済的資源の金額	- 負債と資本を区別する際に関係する。 - 指定された金額で企業に可変数の資本性金融商品を移転することを要求する請求権は負債として分類される。 - 企業自身の資本性金融商品を通貨として用いる義務は、企業の経済的資源とは無関係の指定された金額に関する義務（指定された資本持分ではない）を表している。	評価B及び評価Y

ただし、IAS第32号は、一部のプッタブル金融商品に対する負債の定義の例外も設けている（「プッタブル金融商品の例外」）。この例外により、清算前に経済的資源を移転する義務の一部が負債ではなく資本として分類されることになる。このような分類が適用されるためには、プッタブル金融商品は以下の特徴を示すものでなければならない。

- 企業の清算時において、最も劣後する請求権であること
- 清算時に企業の純資産の比例的な取り分を保有者に引き渡すことを企業に義務付けていること

IAS第32号の規定	関連する特性
清算時において最も劣後する請求権	他の請求権との比較による分析対象請求権の優先順位
企業の純資産の比例的な取り分	移転が必要となる経済的資源の金額（または量）

スタッフは、IAS第32号を用いて負債と資本を区別することによって不整合が生じると強調した

分析に基づき、IASBスタッフは、プッタブル金融商品の例外を除いて、IAS第32号が以下の請求権を区別していないと述べた。

- 清算前に経済的資源の移転が必要となる、企業の経済的資源に依存しない金額の請求権（例：普通社債）
- 清算前に経済的資源の移転が必要となる、企業の経済的資源に依存する金額のその他の請求権（例：残余請求権でない公正価値により償還可能な株式）

また、可変数の自社の資本性金融商品を指定された金額で引き渡すことによって決済される請求権が負債として分類されるような限定的な状況を除いて、IAS第32号は以下の請求権を一貫して区別していない。

- 清算時に経済的資源の移転が必要となる、企業の経済的資源に依存しない金額の請求権（例：累積的優先株式）
- 清算時に経済的資源の移転が必要となる、企業の経済的資源に依存する金額のその他の請求権（例：普通株式）

スタッフは、3つの取りうる分類のアプローチの概要を説明した

【分類のアプローチ】

スタッフは、プロジェクトの進捗に合わせて今後さらに検討する予定である3つの取りうる分類のアプローチの概要を説明した。

アプローチの名称	説明
アプローチα	評価Aに関連する特性についての負債と資本の区別に焦点を当てている。
アプローチβ	評価B及びYに関連する特性についての負債と資本の区別に焦点を当てている。
アプローチγ	評価A、B及びYに関連する特性についての負債と資本の区別に焦点を当てている。

これらのアプローチは、既存のIAS第32号の定義や概念フレームワーク（またはこれらの両方）に変更をもたらす可能性がある。IASBにより特定された評価を行うために、負債または資本における小区分（subclass）を追加しなければならない場合もある。アプローチによっては、プッタブル金融商品に対する例外が依然として必要となる場合もある。

以下の表は、スタッフが提案している3つのアプローチの概要を示し、負債と資本の区別に関連する特性を明確にしている。また、これらの区別が例として取り上げた商品にどのように当てはまるかについても説明している。

関連する評価	負債と資本の区別に関連する特性	分類への影響
アプローチα		
評価A	必要な決済の時期	清算前に経済的資源を移転する義務は負債として分類される。その他の請求権はすべて、資本として分類される。 例として取り上げた商品にこのアプローチを適用すると、以下のように分類されることになる。 ■ 株式により決済される負債は、清算前に経済的資源を用いて決済されないため、資本として分類される。 ■ 累積的優先株式は、清算前に経済的資源を移転することを要求していないため、資本として分類される。
アプローチβ		
評価B及びY	請求権の決済に必要な経済的資源の金額	企業の経済的資源に依存しない金額の経済的資源を移転する義務は負債として分類される。その他の請求権はすべて、資本として分類される。 例として取り上げた商品にこのアプローチを適用すると、以下のように分類されることになる。 ■ 公正価値により償還可能な株式は、資本として分類される。 ■ 累積的優先株式は、企業の経済的資源に依存しない金額の経済的資源を移転することを要求しているため、負債として分類される。
アプローチγ		
評価A、B及びY	必要な決済の時期、及び請求権の決済に必要な経済的資源の金額	以下のいずれかを移転する義務は、負債として分類される。 ■ 清算前に経済的資源を移転する義務 ■ 企業の経済的資源に依存しない金額の経済的資源を移転する義務 その他の請求権はすべて、資本として分類される。したがって、請求権は以下の場合に限り資本として分類すべきである。 ■ 経済的資源の移転が清算時にのみ要求される場合、かつ ■ そのような経済的資源の金額が企業の経済的資源と関係がある場合

IASBはスタッフの
分析に概ね合意し、
アプローチの提案に
対してコメントを表明
した

KPMGの見解

スタッフは、必要な決済の時期が関連する特性となるアプローチにおいて、負債への分類は、清算前に経済的資源を移転する義務が存在する場合にのみ適用されることを強調した。

ただし、企業の清算日が事前に決まっている場合がある。あるいは、商品の保有者が清算を強制する権利を有している場合もある。これらのケースでは、IAS第32号第16C項及び第16D項における清算時に生じる義務に対する例外が適用されない場合には金融負債として分類することが要求される。

IAS第32号に基づく金融負債への分類は、以下の事項にも適用される可能性がある。

- 企業の支配が及ばない事象の発生に伴って行使可能となる商品の保有者が保有する清算権(例: 支配の変更)
- 個々の商品に含まれているのではなく、クラスとして優先株式の保有者が保有する清算権

スタッフは、清算権がスタッフの分析に影響を与えるか否か、また、与えたとすればどのような影響なのかについては審議しなかった。

【IASBの審議事項】

IASBは9月の会議において意思決定を行わなかった。ただしIASBのメンバーは、現行のIAS第32号の規定が財務諸表利用者が評価を行う必要がある特性をどのように捉えているかに関するスタッフの分析に概ね合意した。この分析は、IAS第32号に基づいて分類を判断する際には異なる種類の特性を別個に検討すべきであることを示していた。

一部のメンバーは、IAS第32号のもとで、大部分の請求権の分類は財務諸表作成者に課題(challenge)をもたらさなかったため、DPを白紙から作成する必要はない(すなわち、ほとんどの商品の分類を変更するのではなく、問題のある分野に対処すべきである)と強調した。

これに対して、メンバーの1人は、財務諸表作成者の視点から見た課題ではなく、財務諸表利用者が企業の業績を評価する際に直面する問題の解決に重点を置くべきであると警告した。ただし、モデルの適用に関して財務諸表作成者が抱える問題が実務の多様性を生み出し、その結果、財務諸表利用者にも問題が生じる場合がある。

また、別のメンバーは、適正な原則の基礎を確保することは、IASBがプロジェクトの影響や結果に関して難しい判断を行ううえで有用であると指摘した。

このメンバーは、上述の3つの分類のアプローチ(α 、 β 、 γ)について、スタッフはさらなる開発を行うとともに、以下の点を比較検討すべきだと提案した。

- 現在問題がある分野への対処法
- 現在問題はないが、影響がある分野
- 概念フレームワークのEDとの整合性の検証

KPMGコンタクト

Americas

Michael Hall

T: +1 212 872 5665

E: mhhall@kpmg.com

Tracy Benard

T: +1 212 872 6073

E: tbenard@kpmg.com

Asia-Pacific

Reinhard Klemmer

T: +65 6213 2333

E: rklemmer2@kpmg.com.sg

大川 圭美

T: +81 3 3548 5107

E: Tamami.Okawa@jp.kpmg.com

Europe, Middle East, and Africa

Colin Martin

T: +44 20 7311 5184

E: colin.martin@kpmg.co.uk

Venkataramanan Vishwanath

T: +91 22 3090 1944

E: vv@kpmg.com

【謝辞】

本ニュースレターの主な執筆者であるAngie Ah Kunの努力に謝意を表します。

また、レビュアーであるChris Spallの貢献にも謝意を表します。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ファイナンシャルサービス本部

このニュースレターは、KPMG IFRG Limitedが2015年9月に発行した「IFRS-Financial Instruments Newsletter Issue 26」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS金融商品ニュースレター (IFRS – Financial Instruments Newsletter) は、KPMGが提供する、IASBの金融商品プロジェクトに関する最新情報です。

当該ニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡下さい。